ロ　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
ハ　特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
(2)　厚生労働大臣が定める者
イ　十五歳未満の超重症児又は準超重症児
ロ　十五歳未満の小児であって、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
四　訪問看護基本療養費の注12に規定する複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める者並びに訪問看護基本療養費の注12のハ及びニに規定する厚生労働大臣が定める場合
(1)　訪問看護基本療養費の注12に規定する複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める者
イ　一人の保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）による指定訪問看護が困難な利用者であって、次のいずれかに該当するもの
(1)　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
(2)　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
(3)　特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
(4)　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
(5)　その他利用者の状況等から判断して、(1)から(4)のいずれかに準ずると認められる者（看護補助者の場合に限る。）
ロ　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
ハ　特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
ニ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
ホ　利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者（看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合に限る。）
ヘ　その他利用者の状況等から判断して、イからホまでのいずれかに準ずると認められる者（看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合に限る。）
(2)　訪問看護基本療養費の注12のハ及びニに規定する厚生労働大臣が定める場合
一人の看護師等による指定訪問看護が困難な利用者であって、次のいずれかに該当するものに対し、指定訪問看護を行った場合
イ　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
ロ　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
ハ　特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
五・六　（略）
七　訪問看護管理療養費の注7に規定する退院支援指導加算に係る厚生労働大臣が定める退院支援指導を要する者
（略）
八　訪問看護管理療養費の注11に規定する厚生労働大臣が定める者
訪問看護管理療養費の注2に規定する二十四時間対応体制加算の届出を行っている訪問看護ステーションの利用者であって、口腔内喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻若しくは腸瘻による経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者
九　訪問看護情報提供療養費の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
(1)　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
(2)　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
(3)　精神障害を有する者又はその家族等

四　複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者
一人の看護師等による指定訪問看護が困難な利用者であって、次のいずれかに該当するもの
(1)　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
(2)　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
(3)　特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
(4)　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
(5)　その他利用者の状況等から判断して、(1)から(4)のいずれかに準ずると認められる者（看護補助者の場合に限る。）
五・六　（略）
七　退院支援指導加算に係る厚生労働大臣が定める退院支援指導を要する者
（略）
（新設）
（新設）